

創業をお考えの方、創業後5年以内の方、必見！！

創業に係る費用を最大3年間補助します！

ふじみ野市創業支援事業 ステップアップ補助金

対象者

- ★ふじみ野市内に店舗、事務所等(法人については本店)がある方
 - ★創業した日から5年以内の方
 - ★ふじみ野市特定創業支援等事業により支援を受け証明書の発行がある方
 - ★市税を滞納していない方
- ※上記すべてを満たす方が対象です。

↑詳しくは市ホームページへ

補助内容

「申請は年度一回限り、創業後5年以内計3回まで申請可能」

- ・ 1年目上限 対象経費2分の1の額(上限300,000円)
- ・ 2年目上限 対象経費2分の1の額(上限100,000円)
- ・ 3年目上限 対象経費2分の1の額(上限100,000円)

※予算の範囲内での交付となります。

※1,000円未満は切り捨てとなります。



ふじみ野市PR大使

『ふじみん』

*対象経費

- ・ 商号登記費又は法人登記に係る費用
- ・ 事務所等新築工事費(増改築を含む。ただし、住居部分を除く。)
- ・ ホームページ等の広告宣伝費(ホームページについては、作成費のみ管理費運用費は除く)
- ・ 展示会出店及び販路開拓に向けた出店等に係る費用
- ・ マーケティング調査費
- ・ 事業用車両の購入費(リース料を含む。ただし、当該年度に係る経費に限る)
- ・ 備品導入費(事業の実施に必要な1件3万円以上の備品の購入費用又はリース料(中古の備品、汎用性があり目的外使用になり得るものは除く。))
- ・ キャッシュレス決済導入に係る費用(契約金、初期導入費用、加入費用など ※継続的にかかる費用は除く)

- ・ 試供品又はサンプル品の制作に係る委託費用及び原材料費
- ・ EC サイト開設等に係る費用

※対象となるかどうか産業振興課商工労政係までご相談ください。

★補助を受けるには事業などに着手する前に申請して交付決定まで受ける必要があります。

◇問合せ

ふじみ野市産業振興課 商工労政係

〒356-8501

ふじみ野市福岡 1-1-1 ふじみ野市役所本庁舎 2階 28番窓口

TEL 049-262-9023

FAX 049-263-6111

MAIL sangyo@city.fujimino.saitama.jp



↑ホームページも併せてご覧ください。 **ふじみ野市創業支援事業ステップアップ補助金**

ふじみ野市創業支援事業ステップアップ補助金概要

1 趣 旨

創業者へ最大で3年間の段階的支援を図ることで、新規事業者および事業の経営安定化と市内経済の活性化を図ると共に、新規創業に温かみのあるまちを目指します。ふじみ野市内で創業する際に係る費用等に対し、補助金を交付するものです。

2 申請対象者、補助額

申請対象者：申請日時点で、※創業から5年を経過しない方 ※創業日は、開業届等に記載のある日にちとします。

補助額：

補助金の対象	補助金の額
初年度	補助対象経費の2分の1の額（30万円を限度とする。）
次年度	補助対象経費の2分の1の額（10万円を限度とする。）
次々年度	補助対象経費の2分の1の額（10万円を限度とする。）

3 補助金対象者、補助金対象事業

- ・ふじみ野市内に店舗、事務所等（法人については本店）がある方
- ・創業した日から5年未満の方
- ・特定創業支援等事業により支援を受け支援証明書の発行をされている方

4 補助金交付対象外の方

- (1) 市内に店舗、事務所等（法人にあっては、本店）を有していない方
- (2) 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第127条第1項及び第128条第1項の規定により認定を受けたふじみ野市創業支援等事業計画に規定する特定創業支援等事業による支援を受けていない方
- (3) 市税を滞納している方
- (4) 風俗営業を行おうとする方
- (5) 連鎖化事業（チェーン店）を行おうとする方

5 申請に必要な添付書類

- (1) 創業した日が確認できる書類（開業届、飲食店については飲食店営業許可書の写しなど）
- (2) 補助対象経費の見積書等
- (3) 住民票の写し又は法人用登記事項全部証明書
- (4) 特定創業支援等事業により支援を受けたことの証明書
- (5) 営業許可書の写し（許認可を必要とする業種に限る。例 飲食店営業許可書）
- (6) 申請日から3年間の収支計画書

6 申請処理の注意点

補助金は年度ごとの交付となるため、開業日に関係なく申請をもらった日から、その年度の3月31日までの経費が、対象となります。

申請は年度で一回限りです。補助対象事業（改修工事や、備品の購入等）を開始する前に、申請が必要です。